

◆就学支援金の申請を

・希望する

・希望しない

希望しない場合、7月10日に2025年
4月～6月分の授業料 **29,700円**
を納付する必要があります。（注意1）

該当する欄を確認し、○のある書類を提出してください。	就学支援金を申請する			就学支援金を 申請 しない
	マイナンバー による申請	課税証明書等 による申請	生活保護 受給世帯	
高等学校等就学支援金申請意思確認及び提出書類 チェックシート（紙申請希望者は全員提出です）	●	●	●	●
受給資格認定申請書【マイナンバー提出用】	●			
受給資格認定申請書【課税証明書等提出用】 （課税証明書で申請する場合、生活保護受給の場合は提出）		●	● （注意2）	
個人番号カード（写）等貼付台紙 ・個人番号カード（写）等貼付台紙に、マイナンバーカードの 写し（または通知カードの写し）を人数分のり付けして提出 してください。 ・「個人番号が記載された住民票」又は「住民票記載事項証 明書」を提出する場合は、当該貼付台紙に貼付けず、一緒に 提出してください。（切り貼りしないでください）	●			
住民税（非）課税証明書＜原本＞ （市町村役場発行）		● （注意3）		
高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足） （市町村役場担当職員による記入）		● （注意4）		
生活保護受給証明書＜原本＞ （2024年1月1日現在で生活扶助を受給している場合）			●	

注意1 空調設備使用料を含めると、30,450円となります。

注意2 生活保護受給世帯の場合は裏面の【2.保護者等の収入の状況について】は、記入の必要はありません。
※【3.確認事項】の記入は必要です。

注意3 親権者が2名の場合は2名分、親権者が1名の場合は1名分が必要となります。

注意4 課税証明書に調整控除の額の記載がない場合はご提出ください。

注意5 保護者（親権者）以外の者が生徒の就学に要する経費を負担する場合は、追加でご提出いただくものがござい
ますので、本校事務室までご連絡ください。

◆書類は、**4月9日（水）**に教室で担任が回収しますので、生徒さんに持たせてください。

（保護者→生徒→担任）

※提出の際には封筒に入れ、封筒表に受検番号・名前・「支援金関係書類在中」の三つを書いてご提出ください

※オンライン申請できない方のみ提出

受検番号・クラス	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
(1 -)			- -

<記入上のお願ひ>

- ・別紙の「記入例」を参照の上、確認番号に沿って記入してください。
- ・保護者等による代筆も可能です。

確認1 申請意思確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？

※申請＝新たに高等学校等就学支援金を希望する

(下のいずれかの ☐ に ☒ を入れてください。)

☐

申請します。

☐

申請しません。

確認2 提出書類チェック

書類提出の必要数は、次のア～エにより異なります。

- ア 親権者2名(両親)の場合は、2名分
- イ 親権者が1名の場合は、その1名分
- ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分
- エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

①「申請意思確認及び提出書類

チェックシート(本書)」

記入はここまでです。本書を提出してください。

⇒授業料を納入する必要があります

下記の①～⑥のうち、提出する書類をチェックしてください。

① ☐ 「申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)」→全員提出してください

② ☐ 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

③ ☐ 「個人番号カード等(写)貼付台紙」

④ ☐ 「令和6年度 住民税(非)課税証明書」<原本>

●所得確認に関する提出書類

③または④のどちらか1つを提出してください。
個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑
個人番号(マイナンバー)以外の場合は、④を☑

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となる場合があります。

※令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

○その他の提出書類 ※該当する場合には、①～④と合わせて提出してください。

<上記 エ 主たる生計維持者の場合>

※扶養の確認のため、提出が①～④の他、⑤の提出が必要となります。

⑤ ☐ 「生計を維持する者の扶養誓約書等の写し」

<令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯>

⑥ ☐ 「生活保護受給証明書」<原本>

※⑥を提出する場合、上記 ③ または ④ の所得確認に関する書類は不要です。
※生活扶助以外(医療扶助、教育扶助等)のみ受給している場合は、⑥ではなく
③または④を提出してください。

確認3 その他の確認事項

- ◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れた場合や、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、授業料を納付していただくことになりますので、ご注意願います。
なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えないため、同様に授業料を納入していただくことになります。
- ◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。
(認定されれば、申請月から支給可)
- ◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄		受理日	
-------	--	-----	--

※オンライン申請できない方のみ提出

受検番号・クラス	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
123(1-)	支援 太郎	支援 一郎	090-XXXX-XXXX(母)

<記入上のお願ひ>

どちらかに必ずチェック

確認1 申請意思確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？

※申請=新たに高等学校等就学支援金を希望する

(下のいずれかの ☐ に ☒ を入れてください。)



申請します。



申請しません。

確認2 提出書類チェック

書類提出の必要数は、次のア～エにより異なります。

- ア 親権者2名(両親)の場合は、2名分
- イ 親権者が1名の場合は、その1名分
- ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分
- エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

①「申請意思確認及び提出書類

チェックシート(本書)」

記入はここまでです。本書を提出してください。

⇒授業料を納入する必要があります

下記の①～⑥のうち、提出する書類をチェックしてください。

① ☒ 「申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)」→全員提出してください

② ☐ 「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

③ ☐ 「個人番号カード等(写)貼付台紙」

④ ☒ 「令和6年度 住民税(非)課税証明書」<原本>

●所得確認に関する提出書類

③または④のどちらか1つを提出してください。
個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑
個人番号(マイナンバー)以外の場合は、④を☑

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となる場合があります。

※令和6年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

○その他の

<上記エ

⑤ ☐ 「生計

<令和6年

⑥ ☐ 「生活

該当するものは必ずチェックし、提出してください。

※ 状況により提出書類が異なりますので、よく読んで確認し提出してください。

※ ③個人番号カード等添付台紙には、「個人番号カードの写し」または「通知カード(記載内容に変更がない場合)の写し」のどちらかを必ず貼ってください。どちらもない場合は、個人番号の記載された親権者の住民票(原本)と一緒に提出してください。

※ ④は令和6年度(令和5年収入分)のものです。

確認3 その

◆ 高等学校等就学支援金は、支給を受け

なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査を行えないため、同様に授業料を納入していただくことになります。

◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。
(認定されれば、申請月から支給可)

◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄	受理日
-------	-----

茨城県立勝田工業高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	茨城県立勝田工業高等学校 全日制 総合工学科		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立勝田工業高等学校	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制・総合工学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	☐	ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

記入例・表面

◆課税証明書等提出用◆

☒を入れてください。（入学して新規で申請する場合はこちらを☒）

高等学校等就学支援金

令和 年 月 日

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に
に関する

（注意！）確認の上、**両方**の□に✓印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

入の状況

✓印を付けてください。）

（※の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☒ 1. の申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☒ 2. の申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しえん	たろう
生徒の氏名	姓 支 援	名 太 郎

生徒の生年月日	平成 年 12 月 14 日
生徒の住所	〒 310 - △△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000
保護者等の電子メールアドレス	0000@XXX.jp
生徒が在学する学校の名称	茨城県立勝田工業高等学校 全日制 総合工学科

住民票等に記載されている氏名を記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立勝田工業高等学校	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 全日制・総合工学科
②過去に別の高等学校	学校名 △△県立△△高等学校	平成〇年4月1日 ～平成△年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科

記入しないでください。

過去に在籍した学校がある場合は記入してください。

過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。
※別紙「高等学校等就学支援金について、記入上の注意
【1. 高等学校等の在学期間について】ホ」参照

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例・裏面

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください)

☒ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)

☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における(次の①から⑧までのいずれか)の収入状況について

チェックボックスの該当箇所に必ず✓印を入れてください。

については次のとおりです。

(2) - 1 次の保護者等の収入状況について

① ☒ 親権者(両親)2名分

生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

② ☐ 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(親権者が、一時的に親権を行う児童(18歳未満)に限定して、収入の区分に影響がないことが明らかである場合)

☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割の区分に影響がないことが明らかである場合

☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ ☐ 未成年後見人 ☐ 名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合

未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記入してください。

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ ☐ 主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥ ☐ 生徒本人

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦ ☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧ ☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

2名分の課税証明書を添付する場合は、2名とも記入してください。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名

生徒との続柄

支援 一郎

父

氏名

生徒との続柄

支援 花子

母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等により保護者等の氏名や続柄が変更された場合には、主たる生計維持者の氏名や続柄が変更された場合、必ず学校に連絡してください。

確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ ４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から发出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養育費組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 １ 課税証明書等を添付する場合は、様式第１号（その１）に代えて、この書類を提出すること。
２ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

殿

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

年度（ 年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 円
- 合計所得金額 円
- 総所得金額等 円
- 扶養親族の合計 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16歳未満扶養者数 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
- | | | | |
|------|--------|----|------|
| 特別障害 | その他の障害 | 寡婦 | ひとり親 |
| 勤労学生 | 未成年 | | |

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 _____ 円
※市町村民税相当分

日付 令和 年 月 日

市区町村名

担当部局課名

公印※省略可

茨城 太郎 殿

記載例

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。（本人該当区分のうち「未成年」を除く。)) については、下記の通りです。

令和 6 年度（令和 5 年分）の所得等

- 課税所得額（課税標準額） 1,500,000 円
- 合計所得金額 5,000,000 円
- 総所得金額等 3,800,000 円
- 扶養親族の合計 2 人（※同一生計配偶者を含む）
（内、16 歳未満扶養者数 1 人）
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他の障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

- 調整控除の額 1,500 円
※市町村民税相当分

日付 令和 6 年 3 月 27 日

市区町村名 〇〇市

担当部局課名 △△課

公印※省略可